

(改定前)	(改定後)
<p>保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>I. 保険募集管理態勢</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 保険募集人の登録・届出・管理 (1)~(3) (略) (4) 適正な保険募集管理態勢の構築・不正な保険契約発生の防止等 ① (略) ② 勧誘行為の適切性の確保 イ. (略) ロ. 告知に関する適切な募集管理態勢を確保するための方策を講じているか。例えば、顧客に正しい告知等を行わせるようにするための措置を講じているか。 ハ. ~ 二. (略) ③~⑥ (略) (5)~(6) (略)</p>	<p>保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>I. 保険募集管理態勢</p> <p>1. ~ 3. (略)</p> <p>4. 保険募集人の登録・届出・管理 (1)~(3) (略) (4) 適正な保険募集管理態勢の構築・不正な保険契約発生の防止等 ① (略) ② 勧誘行為の適切性の確保 イ. (略) ロ. 告知に関する適切な募集管理態勢を確保するための方策を講じているか。例えば、告知事項について、分かりやすく、必要事項を明確にした告知書を用いるなど、顧客が適切な告知を行うための措置を講じているか。 ハ. ~ 二. (略) ③~⑥ (略) (5)~(6) (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>5. ～ 6. (略)</p> <p>II. 保険募集業務の適正性</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 生命保険関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 他人の生命の保険契約</p> <p>① 被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、目的・趣旨に沿った契約確保のための取組みを行っているか。例えば、従業員等を被保険者とする個人保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組みを行っているか。</p>	<p>5. ～ 6. (略)</p> <p>II. 保険募集業務の適正性</p> <p>(略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 生命保険関係</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 他人の生命の保険契約等</p> <p>① 他人の生命の保険契約及び未成年者を被保険者とする生命保険契約に関し、保険契約の不正な利用の防止等による被保険者等の保護の観点から、目的・趣旨に沿った保険契約を確保するための取組みを行っているか。例えば、以下のような取組みを行っているか。</p> <p>イ. 規則第53条の7第2項に規定する「死亡保険」に関し、保険金の限度額その他引受けに関する規程やこれを遵守する態勢の整備</p> <p>ロ. 従業員等を被保険者とする他人の生命の保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する弔慰金等や代替雇用者採用等に関する財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組み</p>

(改定前)	(改定後)
<p>② 被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>3. 損害保険関係</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>ハ. 被保険者が未成年者である場合、「未成年者を被保険者とする生命保険契約の適切な申込・引受に関するガイドライン」(社生命保険協会)等を踏まえた保険契約の不正利用を防止するための措置</p> <p>② 他人の生命の保険契約における被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。特に、従業員等を被保険者とする保険契約については、例えば、以下の方法により、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。</p> <p>イ. 被保険者に対する契約の内容を記載した書面の交付</p> <p>ロ. 被保険者が契約内容を認識するための措置について、保険契約者から確認した事項の記録(個人保険契約を除く。)</p> <p>(4)~(9) (略)</p> <p>3. 損害保険関係</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 他人の生命の保険契約等</p> <p>① 他人の生命の保険契約及び未成年者を被保険者とする死亡給付のある保険契約に関し、保険契約の不正な利用の防止等による被保険</p>

(改定前)	(改定後)
	<p>者等の保護の観点から、目的・趣旨に沿った保険契約を確保するための取組みを行っているか。例えば、以下のような取組みを行っているか。</p> <p>イ. 規則第53条の7第2項に規定する「死亡保険」に関し、保険金の限度額その他引受けに関する規程やこれを遵守する態勢の整備</p> <p>ロ. 従業員等を被保険者とする他人の生命の保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する弔慰金等や代替雇用者採用等に関する財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組み</p> <p>ハ. 被保険者が未成年者である場合、「傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン」（社）日本損害保険協会）等を踏まえた保険契約の不正利用を防止するための措置</p> <p>② 他人の生命の保険契約における被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。特に、従業員等を被保険者とする保険契約については、例えば、以下の方法により、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講じているか。</p> <p>イ. 被保険者に対する契約の内容を記載した書面の交付</p> <p>ロ. 被保険者が契約内容を認識するための措置について、保険契約者から確認した事項の記録</p>

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="98 355 806 387">顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p data-bbox="98 453 282 485">(1)~(3) (略)</p> <p data-bbox="136 550 282 582">I. (略)</p> <p data-bbox="136 647 465 679">II. 保険金等支払管理態勢</p> <p data-bbox="163 745 309 777">1. (略)</p> <p data-bbox="163 842 465 874">2. 支払管理部門の役割</p> <p data-bbox="185 940 607 971">(1) 支払管理部門による管理態勢</p> <p data-bbox="215 987 338 1019">① (略)</p> <p data-bbox="215 1035 338 1067">② (略)</p> <p data-bbox="215 1083 1077 1211">③ 支払管理部門は、保険金等支払事務全般に関し、迅速に支払い・不払いの審査等が行われるよう適切な進捗状況管理を行う態勢となっているか。</p>	<p data-bbox="1126 355 1834 387">顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p data-bbox="1126 453 1310 485">(1)~(3) (略)</p> <p data-bbox="1164 550 1310 582">I. (略)</p> <p data-bbox="1164 647 1494 679">II. 保険金等支払管理態勢</p> <p data-bbox="1191 745 1337 777">1. (略)</p> <p data-bbox="1191 842 1494 874">2. 支払管理部門の役割</p> <p data-bbox="1214 940 1635 971">(1) 支払管理部門による管理態勢</p> <p data-bbox="1243 987 1366 1019">① (略)</p> <p data-bbox="1243 1035 1366 1067">② (略)</p> <p data-bbox="1243 1083 2105 1355">③ 支払管理部門は、保険金等支払事務全般が迅速かつ適切に行われる態勢を整備しているか。例えば、保険金等の支払事由が発生した旨の通知を受けた場合、保険契約者等に対する保険金等請求手続きの明確な説明や、支払査定に際して確認を要する事項の調査、保険金等の支払い可否判断、及び支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）を迅速かつ適切に行う態勢となっているか。ま</p>

(改定前)	(改定後)
<p>④～⑩ (略)</p> <p>3. 保険事故の事実関係及び損害の調査・確認</p> <p>(1) 保険事故の事実関係の調査態勢</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4. 保険金等支払いの適切性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保険金等の不払いに関する説明</p> <p>保険金等を不払いとした場合には、会社が把握した具体的事実関係とともに、約款上の根拠を明確に示しつつ、その不払いの理由を的確に説明する態勢となっているか。また、保険契約者等の質問に対し、</p>	<p>た、支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払いの目途等について分かりやすく説明することなどの方策を講じているか。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>3. 保険事故の事実関係及び損害の調査・確認</p> <p>(1) 保険事故の事実関係の調査態勢</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 調査に当たっては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利を不当に損なうことのないような態勢となっているか。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4. 保険金等支払いの適切性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 保険金等の不払いに関する説明等</p> <p>① 保険金等を不払いとした場合には、会社が把握した具体的事実関係とともに、約款上の根拠を明確に示しつつ、その不払いの理由を的確に説明する態勢となっているか。また、保険契約者等の質問に</p>

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="215 309 1079 384">必要に応じ再度事実確認を行うなど、その根拠や理由を十分かつ適切に回答する態勢となっているか。</p> <p data-bbox="129 596 367 627">Ⅲ. ～Ⅴ. (略)</p> <p data-bbox="98 692 1032 722">財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p data-bbox="98 788 282 818">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="136 884 607 914">Ⅰ. 責任準備金等の積立ての適切性等</p> <p data-bbox="163 979 367 1010">1. ～5. (略)</p> <p data-bbox="163 1075 562 1106">6. 再保険（財務再保険を含む）</p> <p data-bbox="185 1171 551 1201">(1) 再保険に付した保険契約</p> <p data-bbox="215 1219 1106 1350">① 取りまとめ担当部門は、再保険に付したために責任準備金等を積立てていない場合について、出再先が規則第71条第1項各号に定める要件に該当しているか確認しているか。なお、規則第71条第1項第4</p>	<p data-bbox="1270 309 2112 384">対し、必要に応じ再度事実確認を行うなど、その根拠や理由を十分かつ適切に回答する態勢となっているか。</p> <p data-bbox="1240 402 2112 533">② 重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に保険契約者に通知が行われるような態勢となっているか。</p> <p data-bbox="1158 596 1395 627">Ⅲ. ～Ⅴ. (略)</p> <p data-bbox="1126 692 2060 722">財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p data-bbox="1126 788 1310 818">(1)～(4) (略)</p> <p data-bbox="1164 884 1635 914">Ⅰ. 責任準備金等の積立ての適切性等</p> <p data-bbox="1191 979 1395 1010">1. ～5. (略)</p> <p data-bbox="1191 1075 1590 1106">6. 再保険（財務再保険を含む）</p> <p data-bbox="1214 1171 1583 1201">(1) 再保険に付した保険契約</p> <p data-bbox="1243 1219 2134 1350">① 取りまとめ担当部門は、再保険に付したために責任準備金等を積み立てていない場合について、出再先が規則第71条第1項各号に定める要件に該当し、再保険金等の回収の蓋然性が高いかについて出再</p>

(改定前)	(改定後)
<p data-bbox="241 309 1048 341">号の適用に当たっては、財務の状況等を的確に把握しているか。</p> <p data-bbox="215 405 367 437">②～③ (略)</p> <p data-bbox="215 453 1106 580">④ 取りまとめ担当部門は、再保険に付している場合の危険準備金の積立てに当たって、控除する額が出再によるリスクの実質移転に相当する部分を超えていないことを確認しているか。</p> <p data-bbox="226 644 1106 963">(注) 再保険に付した契約であっても、当然に保険契約上の支払い責任は元受の保険会社にあることから、元受保険会社の責任準備金や支払備金の積立ては、将来の債務の履行に支障をきたさないことが求められる。このため、再保険に付した部分を積立てないことができるのは、出再先が規則第71条第1項に定める要件に該当する者である場合に限られている趣旨を理解して、上記の事項について確認を行う。</p> <p data-bbox="185 1027 309 1059">(2) (略)</p> <p data-bbox="163 1123 367 1155">7. ～ 8. (略)</p> <p data-bbox="136 1219 338 1251">II. ～ III. (略)</p> <p data-bbox="103 1315 869 1347">資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>	<p data-bbox="1272 309 2136 389">保険のリスク管理部門と連携するなどして確認しているか。その際、少なくとも出再先の財務の状況等について把握しているか。</p> <p data-bbox="1240 405 1393 437">②～③ (略)</p> <p data-bbox="1240 453 2136 580">④ 取りまとめ担当部門は、再保険に付している場合の責任準備金等の積立てに当たって、控除する額が出再によるリスクの実質移転に相当する部分を超えていないことを確認しているか。</p> <p data-bbox="1240 644 1344 676">(削除)</p> <p data-bbox="1211 1027 1335 1059">(2) (略)</p> <p data-bbox="1189 1123 1393 1155">7. ～ 8. (略)</p> <p data-bbox="1162 1219 1364 1251">II. ～ III. (略)</p> <p data-bbox="1128 1315 1895 1347">資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 検査官は、「内部管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」、「保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、資産運用リスク管理態勢の検査を行うものとする。なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>I. 資産運用リスク管理態勢</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 検査官は、「内部管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」、「保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」、「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」及び本チェックリストにより、資産運用リスク管理態勢の検査を行うものとする。なお、本チェックリストにより具体的事例を検証する際には、保険業法等の関係法令及び監督指針等の規定とその趣旨を踏まえる必要があることに留意する。</p> <p>(注) 特に証券化商品等のクレジット投資（市場性のあるローンやCDS取引を含む。）のリスク管理態勢については、監督指針において詳細な着眼点が規定されていることを踏まえて検証する。</p> <p>I. 資産運用リスク管理態勢</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. リスクの包括的な評価・管理</p> <p>(1) 統合リスク管理態勢</p> <p>取締役会は、資産運用リスク、保険引受リスク及びオペレーショ</p>

(改定前)	(改定後)
	<p>ナル・リスク等の各リスクを統合して捉えて管理すること（以下「統合リスク管理」という。）の重要性を十分に認識し、統合リスク管理の方針の策定や統合リスク管理に関する部門の設置など、統合リスク管理態勢の整備・確立に向け取り組んでいるか。</p> <p>また、統合リスク管理に関する部門は方針に従って統合リスク管理態勢の整備・確立に向けた具体的な方策を立案・実施するとともに、その取組み状況を定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し報告しているか。</p> <p>(注) 統合リスク管理に関する部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が統合リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が統合リスク管理を担当する場合等）には、保険会社の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。</p> <p>2) ストレス・テストの実施</p> <p>① 外部環境（経済、市場等）の大幅な変化や業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの状況を踏まえた適切なストレス・シナリオを想定し、ストレス・テストを実施しているか。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>II. 市場関連リスク管理態勢</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 市場関連リスク管理部門の体制と役割</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 市場リスクの管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 時価評価</p> <p>イ. ~ロ. (略)</p> <p>ハ. 時価算定の客観性の確保</p> <p>時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意している</p>	<p>その際、当該保険会社に重大な影響を及ぼしうる事象を包括的に捉えたストレス・シナリオ等を用いて、リスクを統合して評価・計測しているか。</p> <p>また、過去に発生したストレス・シナリオ（ヒストリカル・シナリオ）のみならず、蓋然性のあるストレス・シナリオ（仮想のストレス・シナリオ）を用いているか。</p> <p>② ストレス・テストの結果をリスク管理に関する具体的な判断に活用する態勢が整備されているか。</p> <p>II. 市場関連リスク管理態勢</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 市場関連リスク管理部門の体制と役割</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 市場リスクの管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 時価評価</p> <p>イ. ~ロ. (略)</p> <p>ハ. 時価算定の客観性の確保</p> <p>時価算定の客観性を確保するため、以下の点に留意している</p>

(改定前)	(改定後)
<p>か。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づき、適正に時価が算定されているか。</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>Ⅲ. ～Ⅳ. (略)</p> <p>オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>Ⅰ. ～Ⅲ. (略)</p> <p>Ⅳ. 危機管理態勢</p>	<p>か。</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会)等に基づき、適正に時価が算定されているか。また、時価の算定については、自らの責任で行っているか。特に、第三者から時価情報を入手する場合には、定期的に入手した上で、時価の妥当性につき自ら検証しているか。</p> <p>(ニ) (略)</p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>Ⅲ. ～Ⅳ. (略)</p> <p>オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>Ⅰ. ～Ⅲ. (略)</p> <p>Ⅳ. 危機管理態勢</p>

(改定前)	(改定後)
<p>(1) 平時における対応</p> <p>①～② (略)</p> <p>【参考】想定される危機の事例</p> <p>イ. 自然災害（地震、風水害、異常気象等） (新設)</p> <p>ロ. ～ト. (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1) 平時における対応</p> <p>①～② (略)</p> <p>【参考】想定される危機の事例</p> <p>イ. 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）</p> <p>ロ. テロ・戦争（国外において遭遇する場合も含む。）</p> <p>ハ. ～チ. (略)</p> <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ 業務継続計画（BCP）においては、大規模な災害やテロ等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。その際、必要に応じ、当該保険会社の所属する業界団体（社）生命保険協会、（社）日本損害保険協会、（社）外国損害保険協会）及び他の保険会社と連携し対応する体制が整備されているか。また、業務の実態等に応じ、国際的な広がりを持つ業務中断に対応する計画となっているか。</p> <p>例えば、</p> <p>イ. 災害等に備えたコンピューターシステム、顧客データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</p> <p>ロ. これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</p>

(改定前)	(改定後)
<p>⑤～⑥ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>付属資料</p> <p>実地調査用チェックリスト</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 生命保険関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他人の生命の保険契約</p> <p>① 被保険者等の保護及び保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保</p>	<p>ハ. 保険契約に基づく保険金等の適切な支払いなど保険契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。</p> <p>ニ. 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、取締役会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</p> <p>⑥～⑦ (略) (2)～(4) (略)</p> <p>付属資料</p> <p>実地調査用チェックリスト</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 生命保険関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他人の生命の保険契約等</p> <p>① 他人の生命の保険契約及び未成年者を被保険者とする生命保険契</p>

(改定前)	(改定後)
<p>の観点から、目的・趣旨に沿った契約確保のための取組みを行っているか。例えば、従業員等を被保険者とする個人保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する福利厚生措置の財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組みを行っているか。</p> <p>② 被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。</p> <p>(3)~(7) (略)</p>	<p>約に関し、保険契約の不正な利用の防止等による被保険者等の保護の観点から、目的・趣旨に沿った保険契約を確保するための取組みを行っているか。例えば、以下のような取組みを行っているか。</p> <p>イ. 規則第53条の7第2項に規定する「死亡保険」に関し、保険金の限度額その他引受けに関する規程の遵守</p> <p>ロ. 従業員等を被保険者とする他人の生命の保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する弔慰金等や代替雇用者採用等に関する財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組み</p> <p>ハ. 被保険者が未成年者である場合、当該保険契約の必要性の確認など、保険契約の不正利用を防止するための措置の適切な実施</p> <p>② 他人の生命の保険契約における被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。特に、従業員等を被保険者とする保険契約については、例えば、以下の方法により、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を適切に実施しているか。</p> <p>イ. 被保険者に対する契約の内容を記載した書面の交付</p> <p>ロ. 被保険者が契約内容を認識するための措置について、保険契約者から確認した事項の記録（個人保険契約を除く。）</p> <p>(3)~(7) (略)</p>

(改定前)	(改定後)
<p>3. 損害保険関係</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3. 損害保険関係</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 他人の生命の保険契約等</p> <p>① 他人の生命の保険契約及び未成年者を被保険者とする死亡給付のある保険契約に関し、保険契約の不正な利用の防止等による被保険者等の保護の観点から、目的・趣旨に沿った保険契約を確保するための取組みを行っているか。例えば、以下のような取組みを行っているか。</p> <p>イ. 規則第53条の7第2項に規定する「死亡保険」に関し、保険金の限度額その他引受けに関する規程の遵守</p> <p>ロ. 従業員等を被保険者とする他人の生命の保険契約の場合、従業員等あるいはその遺族に対する弔慰金等や代替雇用者採用等に関する財源確保などといった目的・趣旨に沿った契約の確保のための取組み</p> <p>ハ. 被保険者が未成年者である場合、当該保険契約の必要性の確認など、保険契約の不正利用を防止するための措置の適切な実施</p> <p>② 他人の生命の保険契約における被保険者の同意の確認については、保険契約申込書等の被保険者同意欄に被保険者本人が署名又は記名押印するなど事業方法書に定められている方法により適切に行われているか。特に、従業員等を被保険者とする保険契約について</p>

(改定前)	(改定後)
	<p>は、例えば、以下の方法により、被保険者が保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を適切に実施しているか。</p> <p>イ. 被保険者に対する契約の内容を記載した書面の交付</p> <p>ロ. 被保険者が契約内容を認識するための措置について、保険契約者から確認した事項の記録</p>